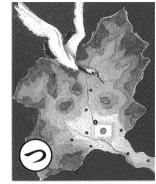




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月31日(金) 号外(第11号)

目次

ページ

教育委員会規則

- 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(学校人事課) 2
- 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(同) 2

教育委員会規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十三号

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

する規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第五備考1中「第十六条の二」を「第十六条第一項」に改め、同表備考3中「うち教育職員免許法附則第十項」を「うち教育職員免許法附則第八項」に改める。別表第九短大卒の部「短大二卒の項(7)中「海技専攻課程(海上技術コース)(航海)及び同コース(機関)に限る。」及び海技課程専修科」を「海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専攻課程(海上技術コース(航海)及び同コース(機関)に限る。)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十四号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の七第一項第一号中「百分の百二十五以上百分の二百十」を「百分の百二十以上百分の二百」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五以上百分の百二十五」を「百分の百八・五以上百分の百二十」に改め、同項第三号中「百分の百二」を「百分の九十七」に改め、同項第四号中「百分の百二」を「百分の九十七」に改める。

第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の五十二」を「百分の四十九・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・五」を「百分の四十六」に改め、同項第三号中「百分の四十八・五」を「百分の四十六」に改める。

別表第三中

吾妻郡長野原町大字応桑一五四三の三一〇	長野原町立西中学校
吾妻郡東吾妻町大字本宿三八九	東吾妻町立坂上小学校
吾妻郡東吾妻町大字本宿三八九	東吾妻町立坂上小学校

を に改

正) (群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改

正) 第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の二百十」を「百分の二百」に改める。
附則第五項中「百分の百」を「百分の九十五」に改める。

正) (群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改

正) 第三条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(令和四年群馬県教育委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十二条の二の二第二項第一号及び第二号の改正規定中「前項第一号に掲げる学校職員」を「前項第一号に掲げる者」に、「前項第一号に掲げる学校職員」を「前項第一号に掲げる者」に、「前項第二号に掲げる学校職員」を「前項第二号に掲げる者」に改める。

第一条のうち群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則附則に六項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の七項を加える。

18 任命権者は、条例附則第十一項又は第十二項の規定の適用により学校職員の給料月額が異動することとなった場合には、教育委員会の定めるところにより、当該学校職員にその旨を通知するものとする。

19 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第七条第三項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

20 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第十一条の規定

の適用については、当分の間、同条第二項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

21 条例附則第十一項の規定を受ける学校職員に対する第三十六条の四の規定の適用については、当分の間、同条中「給料」とあるのは、「給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

22 条例附則第十一項の規定を受ける学校職員に対する第四十二条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一号及び第三項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

23 条例附則第十一項の規定を受ける学校職員に対する第四十二条の二の二の規定の適用については、当分の間、同条第一号及び第二項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

24 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第四十四条の十一の規定の適用については、当分の間、同条第一号及び第三号から第七号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
